

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

				資料番号	56-1	担当課	薬務衛生課
法令名	製菓衛生師法施行令	根拠条項	3-1	許認可等の内容	製菓衛生師名簿の訂正		
<p>○製菓衛生師法施行令 (抄) [昭和四十一年十二月二十四日政令第三百八十七号]</p> <p>(名簿の訂正)</p> <p>第三条 製菓衛生師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第二条 製菓衛生師名簿 (以下「名簿」という。) に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 登録番号及び登録年月日二 本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別三 免許の取消しに関する事項四 その他厚生労働省令で定める事項							